

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県・指定都市国際交流主管課 御中

総務省自治行政局国際室

地域国際化協会の認定における地域国際交流推進大綱への
位置付けを必要とする要件の削除について

平素より、地域の国際化にご尽力いただきまして、感謝申し上げます。

地域の中核的民間交流組織である地域国際化協会の総務大臣による認定においては、従来、地域国際交流推進大綱への位置付けを求めてきたところですが、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）に基づき、地域国際化協会の認定基準から、地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を削除しましたので、お知らせします。引き続き、地域の実情に応じた国際化の推進に努めていただくようお願いします。

<添付資料>

- 別添 1 「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（抜粋）
- 別添 2 地域国際化協会の認定基準について
- 別添 3 新旧対照表

総務省自治行政局国際室
担当：蓮見、寺田
E-mail : kokusai@soumu.go.jp
TEL : 03-5253-5527
FAX : 03-5253-5529

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針

（令和 4 年 12 月 20 日
閣 議 決 定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和 4 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(31) 地域国際化協会の認定に係る事務

都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を令和 4 年度中に削除する。

地域国際化協会の認定基準について

- 1 各都道府県及び政令指定都市毎に1を限り、設立される地域の中核的民間交流組織であり、都道府県知事又は指定都市市長が認定の申請を行うものであること。
- 2 次に掲げる2つの役割を果たし、地域における中核性を備えていると認められる団体であること。
 - (1) 地域における国際交流活動の中心となって主体的・創造的な活動を行うこと。
 - (2) 地域にある各種の国際交流団体等の民間団体や地域住民等の活動に対して先導的な役割を果たしつつ、それらの活動の総合的な調整を行うこと。
- 3 都道府県（政令指定都市）の区域の全域を対象範囲として、概ね次に掲げる2つの活動を中心とした国際交流事業を行い、その具体的な内容が寄附行為等において明確にされていること。
 - (1) 組織の事業内容が、特定の国や地域との交流を目指したものではなく、広く世界の諸外国との交流を推進し、国際認識と国際理解を増進し、もって世界に開かれた地域社会づくりに貢献することを目的としたものであること。
 - (2) 組織の事業内容が、特定分野の事業に限られたものではなく、広範囲にわたる各種の国際交流事業を多角的、総合的に実施するものであること。
- 4 組織が公益法人である場合には、当該法人の基本財産に対する地方公共団体の出資により、その法人の公益性が担保されていること。なお、組織が公益法人以外のものである場合は、当該組織の規約、事業計画等から判断して、公益的な国際交流活動を行う組織であると、確実に認められるものであること。

新旧対照表

新	旧
<p>1 各都道府県及び政令指定都市毎に1を限り、設立される地域の中核的民間交流組織であり、<u>都道府県知事又は指定都市市長が認定の申請を行うものであること。</u></p> <p>2 次に掲げる2つの役割を果たし、地域における中核性を備えていると認められる団体であること。 (1) 地域における国際交流活動の中心となって主体的・創造的な活動を行うこと。 (2) 地域にある各種の国際交流団体等の民間団体や地域住民等の活動に対して先導的な役割を果たしつつ、それらの活動の総合的な調整を行うこと。</p> <p>3 都道府県（政令指定都市）の区域の全域を対象範囲として、概ね次に掲げる2つの活動を中心とした国際交流事業を行い、その具体的な内容が寄附行為等において明確にされていること。 (1) 組織の事業内容が、特定の国や地域との交流を目指したのではなく、広く世界の諸外国との交流を推進し、国際認識と国際理解を増進し、もって世界に開かれた地域社会づくりに貢献することを目的としたものであること。 (2) 組織の事業内容が、特定分野の事業に限られたものではなく、広範囲にわたる各種の国際交流事業を多角的、総合的に実施するものであること。</p> <p>4 組織が公益法人である場合には、当該法人の基本財産に対する地方公共団体の出資により、その法人の公益性が担保されていること。なお、組織が公益法人以外のものである場合は、当該組織の規約、事業計画等から判断して、公益的な国際交流活動を行う組織であると、確実に認められるものであること。</p>	<p>1 各都道府県及び政令指定都市毎に1を限り、設立される地域の中核的民間交流組織であり、<u>地域国際交流推進大綱に位置付けられ、都道府県知事又は指定都市市長が認定の申請を行うものであること。</u></p> <p>2 次に掲げる2つの役割を果たし、地域における中核性を備えていると認められる団体であること。 (1) 地域における国際交流活動の中心となって主体的・創造的な活動を行うこと。 (2) 地域にある各種の国際交流団体等の民間団体や地域住民等の活動に対して先導的な役割を果たしつつ、それらの活動の総合的な調整を行うこと。</p> <p>3 都道府県（政令指定都市）の区域の全域を対象範囲として、概ね次に掲げる2つの活動を中心とした国際交流事業を行い、その具体的な内容が寄附行為等において明確にされていること。 (1) 組織の事業内容が、特定の国や地域との交流を目指したのではなく、広く世界の諸外国との交流を推進し、国際認識と国際理解を増進し、もって世界に開かれた地域社会づくりに貢献することを目的としたものであること。 (2) 組織の事業内容が、特定分野の事業に限られたものではなく、広範囲にわたる各種の国際交流事業を多角的、総合的に実施するものであること。</p> <p>4 組織が公益法人である場合には、当該法人の基本財産に対する地方公共団体の出資により、その法人の公益性が担保されていること。なお、組織が公益法人以外のものである場合は、当該組織の規約、事業計画等から判断して、公益的な国際交流活動を行う組織であると、確実に認められるものであること。</p>